

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

手続名	: 車両番号等の打刻の塗まつ等の許可
手続根拠	: 道路運送車両法第31条
手続対象者	: 自動車の所有者
提出時期	: 車台番号等の打刻の塗まつ等の許可を受ける必要があるとき
提出方法	: 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類	: 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 同上
記載要領・記載例	: 同上

### 2. 窓口情報

提出先	: 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所 <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm</a>
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 提出先に同じ

### 3. 手続情報

審査基準	: 提出先にお問い合わせ下さい。
標準処理期間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)